船舶戦争保険航路定限（世界水域）

（令和 8 年 9 月 28 日改正）

第 1 条　一般世界水域。ただし、次に掲げる国の領海、港津および水域（別段の規定がある場合を除き、沖合い施設および沿岸から 12 浬までの隣接水域等を含みます。）を除きます。

(A) Nigeria

(B) Benin

(C) Togo

(D) Gulf of Guinea

ただし、下記(a)～(c)の点を結び囲まれた水域にかぎります。

(a)Togo 沿岸の北緯 6 度 6 分 45 秒、東経 1 度 12 分

(b)公海の南緯 0 度 40 分、東経 3 度

(c) Cape Lopez Peninsula, Gabon の南緯 0 度 40 分、東経 8 度 42 分

ただし、沿岸から 30 浬を超えて通航する場合は、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(E) Somalia

(F) Syria

(G) Iraq

ただし、Al Basra (旧 Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、その他、国際的に他国と認識されている水域を除く、沿岸から 12 浬を超えて 50 浬未満のイラクの offshore oil terminals への寄航を含みます。

(H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)

(b) Saudi Arabia (Red Sea coast)

(I) Israel

(J) Lebanon

(K) Yemen

ただし、同国が領海として主張する水域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(L) Eritrea

(M)Persian/Arabian Gulf, Gulf of Oman, Indian Ocean, Gulf of Aden and Southern Red Sea

ただし、下記の点を結び囲まれた水域にかぎります。

M(i)について、下記(a)～(d)の点を結び囲まれた水域

(a)北緯 18 度以南

(b)北緯 25 度 30 分以南（エジプトの領海を除く）の紅海

(c)東経 65 度以西

(d)北緯 10 度 48 分以北

M (ii) について、下記(a)～(b)の点を結び囲まれた水域

(a)北緯 10 度 48 分以南

(b)ソマリア国境の南緯 1 度 40 分、東経 41 度 34 分から公海の南緯 6 度 45 分、東経 48 度 45 分と北緯 10 度 48 分、東経 60 度 15 分を結ぶ線

(N) Venezuela

本土沿岸から 200 浬以内の同国排他的経済水域内にある沖合い施設への寄航を含みます。
ただし、
(1)上記水域内にあって、同国に属さない島、属領または国の領海 12 浬以内にある施設を含みません。
(2)積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記水域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

(O) Iran

(P) Libya

(R) Oman

(S) Persian/Arabian Gulf, Gulf of Oman, Indian Ocean, Gulf of Aden and Southern Red Sea
ただし、下記(a)～(b)の点を結び囲まれた水域にかぎります。
(a) 北緯 18 度以北
(b) 東経 65 度以西

(T) United Arab Emirates

(U) Cabo Delgado (Northern area of Mozambique and Southern area of Tanzania)
下記(a)～(d)に囲まれたモザンビークとタンザニアの近隣水域
(a)ムナジ湾の南緯 10 度 19.6 分、東経 40 度 18.9 分
(b)公海の南緯 10 度 10.3 分、東経 40 度 34.44 分
(c)ルリオ湾の南緯 13 度 30 分、東経 40 度 31.6 分
(d)公海の南緯 13 度 29.97 分、東経 40 度 49.7 分

(V) Europe
ただし、下記(1)～(5)で定義する水域に限る。
(1)アゾフ海
(2)ロシアおよびウクライナ以外の隣接国の領海を除く黒海
(3)ウクライナの内陸水域全域
（クリミア半島およびその他のロシア占領下にあるウクライナの内陸水域を含む。）
(4)ロシアの内陸水域のうち、下記（a）～（b）の地域に該当する箇所
（a）ドン川（アゾフ海に面する河口から東経 41 度までの間）
（b）ドネツ川（ドン川との交点からウクライナとの国境までの間）
(5)北緯 52 度 30 分以南のベラルーシの内陸水域

(W) Russia *
(*)ロシアが主権を主張している千島列島の一部を含みます。
ただし、宗谷海峡およびロシアが主権を主張している千島列島沿岸 12 浬以内の水域を通航する船舶については、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同種の目的で、上記水域内の港や場所への寄港または通航の中断を行わないかぎり、除外水域として扱いません。

(X) Sudan

(Y) Guyana
ただし、領海を越えた同国排他的経済水域内における沖合い施設へ寄航する場合のみに適用します。

(Z) Bahrain

(AA) Djibouti

(BB) Kuwait

(CC) Qatar

第２条　前条に掲げる除外水域のうち、（V）および（W）については、当会社はいかなる場合も、その範囲における保険の引受を行いません。